

路面下空洞調査業務委託 公募型プロポーザル 募集要項

1. 目的

本業務は、豊中市が管理する千里地区・緑丘地区・東豊中地区・桜塚地区の生活道路において、路面下で発生している空洞の有無や範囲を的確に把握することにより、突然発生する道路陥没による重大事故を未然に防止し、安心・安全で円滑な交通を確保することを目的とします。

今回、路面下の危険な空洞を的確に発見できる高い技術力と多くの実績を持つ受託者を選定するに当たり、下記のとおり公募型プロポーザルを実施します。

2. 募集対象業務

(1) 業務名

路面下空洞調査業務委託

(2) 業務内容

別添「路面下空洞調査業務委託 特記仕様書」のとおり。

(3) 予定履行期間

契約締結日から令和2年(2020年)3月13日(金)まで。

(4) 予算額

委託料の上限は、22,730,000円(税抜)

※見積額は税抜き価格(22,730,000円を超えないこと)で提出すること。

なお、見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合は無効とします。

※契約金額について

契約締結時は、税抜価格に消費税8%を加えて契約する。

消費税が改定された場合、消費税部分を計算し直して変更契約する予定。

3. 参加資格

(1) 平成31・32年度(2019・2020年度)の豊中市物品等入札参加資格を有すること(応募書類の提出期日において資格を有しない者は契約締結時までに資格を取得すること)。

(2) 平成26年度以降に国、地方公共団体又はそれに準じる機関(公社、公団、事業団等)の発注に係る路面下空洞探査車を用いた調査業務を元請けとして完了した業務実績を有する者であること。

(3) 配置予定の管理技術者は、技術士(総合技術監理部門:建設部門-土質及び基礎、又は道路、応用理学部門-地質の選択科目に限る)、技術士(建設部門又は応用理学部門)、またはRCM(土質及び基礎部門又は道路部門)のいずれかの資格等を有する者であるとともに、平成26年度以降に完了した国、地方公共団体等による発注業務のうち、路面下空洞探査車を用いた調査業務の実務経験を有するものであること。

(4) 特記仕様書6.業務内容(4)一次調査(車道部空洞探査車調査)に規定する路面下空洞探査車を所有し、その路面下空洞探査車を本業務に使用できること。

(5) 応募書類の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者であること。

- ①地方自治法 施行令（昭和 22 年政令政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ②本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ④会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑤平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑥平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

4. 日程（いずれも、令和元年）

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| (1) 募集要項等の公表 | 7 月 25 日（木） |
| (2) 参加表明提出期限 | 8 月 1 日（木）午後 5 時まで |
| (3) 第一次審査（参加資格確認）結果の通知 | 8 月 7 日（水） |
| (4) 質問事項の締切 | 8 月 8 日（木）午後 5 時まで |
| (5) 質問事項への回答 | 8 月 16 日（金）予定 |
| (6) 提案書の提出期限 | 8 月 23 日（金）午後 5 時まで |
| (7) 第二次審査（プレゼンテーション） | 8 月 28 日（水） |
| ※当日の時間、場所等は、提案者の提出者の選定後、別途通知する。 | |
| (8) 審査結果の通知予定日 | 9 月 4 日（水）発送予定 |
| (9) 委託契約の締結予定日 | 9 月中旬 |

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対してあらためて通知する。

5. 参加申請の手続き

(1) 提出書類

No.	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加表明書	・ 正本 1 部のみ提案者の代表印（豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ）を押印。副本は複写可。	様式 1
2	業務実績表	・ 技術提案者の提出者が過去に受託した業務の実績のうち、評価対象となる実績について記載する。	様式 2

3	配置技術者業務実績表	・配置予定技術者の保有資格、過去に従事した業務の実績等のうち、評価対象となる資格実績について記載する。	様式 3-1 ~3
4	入札参加停止措置等状況調書	・過去3年以内の処分歴等の有無	様式 4
5	路面下空洞探査車所有確認書	・特記仕様書 6. 業務内容 (4) 一次調査 (車道部空洞探査車調査) に規定する路面下空洞探査車を所有していることが確認するために必要な以下の書類を提出すること。 ①車両を所有していることが確認できる自動車検査証の写し ②点検整備記録簿 (搭載するレーダー、撮影装置、位置情報記録装置等) の写し ③調査性能を確認した性能確認書 (特記仕様書 6. (4) 一次調査 (車道部空洞探査車調査) に規定する性能に相当する空洞検知能力を確認した点検記録) の写し	様式 5
6	業務実施体制表	・本業務の実施に当たっての取組み体制及び特徴を記入すること。 ・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。 ・業務実施組織図は技術提案提出時の組織図を記入すること。また、本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。	様式 6

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 4 部

(3) 提出期限及び提出方法

参加を希望する事業者は掲示の日から令和元年 8 月 1 日 (木) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までに、上記「5.参加申請の手続き (1)」で示す提出書類一式を豊中市都市基盤部基盤保全課に持参または郵送により提出してください。なお、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とさせていただきます。持参により提出する以外の場合にあっては、事務局に対し、応募書類の到達について確認してください。また、参加表明の提出期限までに参加表明者が 1 者となった場合についても特定手続きは継続するものとします。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

(5) 参加資格確認結果の通知

本プロポーザル参加表明者が提出した各種書類に基づき第一次審査を行い、参加の可否を決定し、令和元年8月7日（水）（発送予定）にプロポーザル参加資格確認結果通知書（様式10）を郵送にて通知します。

なお、本プロポーザル参加表明書は、提出した各種書類に関して、本市より説明を求められた場合は、それに応じなければならないものとします。

(6) 参加の辞退

本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、辞退届（様式11）を書面で提出してください。

6. 質問の受付及び回答

「5. 参加申請の手続き」に示す手続きを行った者のうち、本募集要項等に関する質問は、質問書（様式12）を使用又は参照し、電子メールにより事務局宛に提出してください。送信後、電話で質問書送信の旨を連絡してください。質問が無い場合も、確認のため、メールで質問が無い旨を連絡してください。電話、口答等の書面以外の方法による質問は受け付けません。

①提出期限：令和元年8月8日（木）午後5時まで

②回答方法：提出されたすべての質問及び回答は、令和元年8月16日（金）午後5時までに、事務局から全ての参加申込者宛に電子メールで回答します。

7. プロポーザルの手続き

技術提案を実施する者（以下「提案者」という。）は、次のとおり本案件に関する「提案書等」を提出してください。

(1) 提案書の提出書類

No.	提出書類	留意事項	様式
1	提案書表紙	・提案者の会社名、代表者名、所在地を記載し、押印すること。	様式7
2	業務実施方針	・業務実施フロー、業務実施手順、工程上の留意事項及び工程計画について簡潔に記載する。	様式8
3	特定テーマに対する技術提案	・「8. 選定方法（3）評価項目」の「評価項目及び評価基準表」を参考に、項目ごとに整理して、提案内容をまとめること。 ・提案内容については、仕様書の内容を踏まえたものとしてください。	様式9
4	見積書及び内訳書	・見積書には必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。	任意様式

	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の宛先に「豊中市長」を件名に「路面下空洞調査業務委託」と明記すること。 ・見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。 ・見積書については、正本1部のみ豊中市の契約権限受任者を押印し、残りの副本4部は複写可とする。 	
--	---	--

(2) 提出部数

正本1部、副本4部

(3) 提出期限及び提出方法

本プロポーザルに参加する提案者は、令和元年8月23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までに、上記「7. プロポーザル手続き（1）」で示す提出書類一式を豊中市都市基盤部基盤保全課に持参または郵送により提出してください。

- ①提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とさせていただきます。
- ②持参により提出する以外の場合にあっては、事務局に対し、応募書類の到達について確認してください。
- ③提案書の提出期限までに辞退等により提案書の提出が1者となった場合についても特定手続きは継続するものとします。

(6) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

8. 選定方法

(1) 選定方法

提案者の中から、本市職員で構成する審査委員会において、提案書及び提案書に基づく第二次審査（プレゼンテーション）を行い、提案内容、実施能力や見積金額も含めて審査により総合的に評価し、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。なお、優先交渉者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を優先交渉者とすることもあります。

(2) 審査の実施

提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、本市が審査を実施します。第二次審査（プレゼンテーション）は、令和元年8月28日（水）を予定しています。（詳細については別途連絡します。）

- ①提案内容発表（プレゼンテーション）でプロジェクター、スクリーンやパソコン（パワーポイント等）その他の視聴覚機器等を使用する場合に必要な機器はすべて、提案者で用意するものとし、提案書と同一の資料を以て説明してください。

- ②発表時間は、30分（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度）程度とします。
- ③本募集要項で規定する提出書類に対して、不足、不備等が判明した場合でも本市が補足、修正等の必要性を連絡することはありません。なお、提案書類の内容について、市から質問する場合があります。その場合は、速やかに書面で回答してください。
- ④提案内容発表（プレゼンテーション）は、本業務に携わる担当者（総括責任者を含む）が行うものとし、出席者は担当者を含めて3名以内とします。

（3）評価項目

提案書及びプレゼンテーションについては、下記表の評価項目及び配点により審査します。

評価項目及び評価基準表

評価項目	評価事項	評価基準	配点	
企業の実績及び能力 (5点)	業務履行状況	・平成26年度以降に国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の同種業務（路面下空洞探査車を用いた調査業務）を履行した実績がある。	5点	
配置予定技術者の技術力及び経歴等 (35点)	技術者の資格	管理技術者	・技術士資格（総合技術監理部門：建設部門・土質及び基礎、又は道路、応用理学部門・地質の選択科目に限る）、技術士資格（建設部門又は応用理学部門）の保有。 ・RCCM資格（土質及び基礎部門又は道路部門）の保有。	5点
		照査技術者	・技術士資格（総合技術監理部門：建設部門・土質及び基礎、又は道路、応用理学部門・地質の選択科目に限る）、技術士資格（建設部門又は応用理学部門）の保有。 ・RCCM資格（土質及び基礎部門又は道路部門）の保有	5点
		担当技術者	・技術士資格（総合技術監理部門：建設部門・土質及び基礎、又は道路、応用理学部門・地質の選択科目に限る）、技術士資格（建設部門又は応用理学部門）の保有。 ・RCCM資格（土質及び基礎部門又は道路部門）の保有	5点
	技術者の業務実績	管理技術者	・平成26年度以降の同種業務の実績がある。	5点
		照査技術者	・平成26年度以降の同種業務の実績がある。	5点
		担当技術者	・平成26年度以降の同種業務の実績がある。	5点
	技術者の専任性	担当者の手持ち業務	・当該業務が完成するまで、当該業務の担当技術者に専任できる。 なお、「専任」とは当該業務の契約期間全期間にわたって他の業務（発注者を問わない）に従事せず、当該業務に従事することをいい、他の業務において主任技術者、管理技術者、照査技術者又は、社内審査員になっている場合、評価対象とならない。	5点
	小計			40点
	業務実施方針 (20点)	実施方針	・目的・条件・内容等を理解し、業務特性を踏まえた業務実施方針の妥当性。	10点
実施手順		・業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性。	5点	
業務実施体制		・業務を確実及び円滑に遂行するだけの人員と組織体制がある。 ・業務を遂行する上での工夫等に関する妥当性。	5点	
特定テーマに対する技術提案 (40点)	空洞の可能性のある異常信号を抽出する解析技術	・路面下の異常信号の中から空洞を判別するにあたり、精度を向上させるための方策。	20点	
	生活道路の不規則な道路状況に対応した調査技術	・生活道路の不規則な道路の線形・幅員構成や行き止まり道路等に配慮した一次調査（車道部空洞探査車調査）の方策。	10点	
	調査解析後の対策	・解析結果から路面下の空洞による陥没等の危険性の高い箇所の対応（例 空洞危険度評価や優先順位）。	10点	

			小計	60点
技術者の技術力及び取組み姿勢 (20点)	専門技術力	・プレゼンテーション及び質疑応答に基づき、業務内容を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識が確認できる場合に優位に評価する。		10点
	取組み姿勢	・プレゼンテーション及び質疑応答に基づき、業務の目的、内容を十分理解し、取り組み意欲が高い場合や技術提案内容の理解度が確認できる場合に優位に評価する。		10点
			小計	20点
価格評価 (30点)	見積り	・実効性の認められる適正な価格設定がされているか。 ・価格の妥当性。 (積算額は予算見込み額の範囲内で必要最小限に抑えられているか。)		30点
			小計	30点
過去の処分履歴等		・公募開始日から過去3年以内の処分の内容、処分期間の長さ、終期からの経過期間等についての評価		減点
			小計	
			合計	150点

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、令和元年9月4日(水)(発送予定)に郵送にて通知します。なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではありません。

(5) 審査結果の公表

審査結果については、ホームページ等により公表します。

9. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ①本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ②提案上限額を超える提案を行った場合
- ③見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- ④提案書類において虚偽の記載がある場合
- ⑤提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- ⑥プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ⑦一団体に複数の提案をした場合
- ⑧提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑨正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑩法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑪審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑫前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

10. 契約の締結

- ①第一優先交渉権者の選定後、提案書の内容に基づき、本市と協議のうえ業務内容を確定し、令和元年9月中旬の契約締結を目途に、豊中市と契約手続きを行っていただきます。なお、

- 第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがあります。
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議するものとします。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがあります。
 - ③本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこととします。(受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く)

1 1. 留意事項

- ①応募者は、本業務の選定結果後に本募集要項および「路面下空洞調査業務委託特記仕様書」の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- ②本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とします。
- ③審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ④提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- ⑤提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ⑥本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで文書で豊中市長に通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- ⑦質問事項の締切り以降、業務に係る質問は受け付けません。

1 2. 応募先、質問先及び問い合わせ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所 第2庁舎 4階）

豊中市都市基盤部基盤保全課 担当：藤川、細川

TEL 06-6858-2382

FAX 06-6854-0492

E-mail douroi@city.toyonaka.osaka.jp